

大規模小売店舗立地法の概要

1 大規模小売店舗立地法とは

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗（※）を新たに開店するとき、または、開店後に施設の配置や運営方法を変更するとき、それによって発生する交通や騒音等の影響を緩和し、周辺の生活環境との調和を図ることを目的に、地域住民の方や地元事業者、市町等の意見を聴きながら大規模小売店舗の設置者に一定の配慮を求めていく手続きを定めた法律です。

（※）大規模小売店舗立地法の対象となるのは、店舗面積が1,000m²を超える小売店舗です。

一般的な手続きの流れ（新設の場合）



2 設置者が配慮すべき事項について

設置者が配慮すべき事項は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）において具体的に示されています。

主な配慮事項としては、店舗の開店または変更によって生じる「交通渋滞や交通安全」、「騒音」、「廃棄物」などがあります。

3 意見書の提出について

大規模小売店舗立地法に基づく届出のあった店舗について、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を有する方（地域住民、地元事業者等）は、縦覧期間中に県に対し意見書を提出することができます。

なお、届出書類の縦覧は、公告日から4月間、県庁経営支援課、店舗所在市町、店舗所在市町所管地方局・支局商工観光室において行っています。

4 フォローアップ調査について

愛媛県独自の手続きとして、大規模小売店舗の開店または変更日から約2カ月後を目安に、届出書に記載された事項が適切に履行されているかどうか、また周辺の生活環境の悪化は発生していないかなどの確認を行うため、店舗所在市町の協力を得て、フォローアップ調査を実施しています。

5 大規模小売店舗立地法特例区域について

大型店の郊外移転等による中心市街地の商業機能の低下に歯止めをかけるため、大型店の迅速な出店や増床等を特に促進する必要がある区域を「特例区域」に指定することにより、大規模小売店舗立地法の手続きを大幅に緩和する制度です。

愛媛県では、これまでに「ジュンク堂書店松山店」、「松山三越・ファッショントウンアヴァ」、「アエル松山」、「いよてつ高島屋」所在地を第二種大規模小売店舗立地法特例区域に指定しています。

【問合せ先】



愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課商業振興係

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

電話 089-912-2464（係直通） FAX 089-912-2479

メール keieishien@pref.ehime.lg.jp